

2023年8月28日

**「画像診断管理加算が取得出来る遠隔画像診断」として保険医療機関間の遠隔画像診断の斡旋
および
システム提供を行う事業に関する本会の見解**

一般社団法人 遠隔画像診断サービス連合会
理事長 煎本 正博

最近、「画像診断管理加算が取得出来る遠隔画像診断」としての宣伝や資金提供を呼びかける事例があることを一般社団法人遠隔画像診断サービス連合会（以下、ATS）としても承知しておりますが、これに関連してATSとして下記の見解を示します。

- ・遠隔画像診断支援サービスはいくつかの契約形態がありますが、いずれも画像診断管理加算の施設基準にあります「読影の外部への委託」に該当するため、送信側の保険医療機関（以下、医療機関）は画像診断管理加算を算定することは出来ません。
- ・送信側医療機関が遠隔画像診断を依頼して画像診断管理加算を算定できる場合は、施設基準を満たした受信側医療機関と送信側医療機関が厚生局に届け出を行った上で、医療機関の間で遠隔画像診断が実施される場合のみとなります。つまり、受信側の医療機関が自施設の業務として、受信側の医療機関の放射線診断専門医あるいは専ら画像診断を担当した経験を10年以上有する常勤医が送信側医療機関の検査に対して、遠隔画像診断を行った場合に算定できます。
- ・遠隔画像診断システム事業者（以下、事業者）は、医療機関間での遠隔画像診断にシステムの提供などを行うことが出来ますが、遠隔画像診断支援サービスを提供することは出来ません。
- ・上記システムは一般に遠隔画像診断で使用されている様々なものが利用可能であり、特定の事業者のシステムに限定されるものではありません。

現在、医療機関間での遠隔画像診断で画像診断管理加算を算定するために示された施設基準以外に、詳細な運用指針などが規定されているわけではありませんが、遠隔画像診断支援サービスと異なることを明確にするためにも、施設基準を満たした医療機関間での遠隔画像診断で画像診断管理加算を算定する際に事業者が関係する場合は、特に下記に留意することが必要であるとATSでは考えています。

- ・施設基準を満たした受信側医療機関が自施設の業務として遠隔画像診断を提供することを明確にすること。
- ・読影に関する費用は診療報酬で規定されているように、送信側、受信側の双方合議の上決定し、送信側医療機関から受信側医療機関に支払うこととし、事業者が主体となって決定することや事業者が読影医に直接報酬を支払うことが無いようにすること。
- ・この事業に必要な経費（システム使用料など）は、送信側、受信側医療機関、および関与する事業

者が合議の上決定し、送信側または受信側あるいは双方から事業者を支払うこと。

・施設基準を満たした受信側医療機関の自施設の業務との観点から、受信側施設が読影医に対して適切な労務管理や報酬の支払いを行うこと。

さらに、事業者は「画像診断管理加算が取得出来る遠隔画像診断」が、通常の遠隔画像診断支援サービスと類似のものであると誤認されることがないように留意し、上記の条件を含め送信側、受信側医療機関に十分な説明を行う必要があると考えます。また、受信側医療機関の読影体制や労務管理、報酬の支払いに関しては、受信側医療機関の自施設の業務の観点から逸脱することが無いように、受信側医療機関のみならず事業者としても注意を払う必要があります。

過去に遠隔画像診断においては、一部の遠隔画像診断支援サービス事業者が自らのサービスを利用することで、画像診断管理加算が取得・維持出来ることをセールスポイントとして営業活動を行い、その結果、診療報酬の趣旨から逸脱した形で画像診断管理加算を算定する事例が散見されたことから、画像診断管理加算のすべての施設基準に読影の外部への委託の禁止が盛り込まれることになった苦い経験があります。その結果遠隔画像診断の大きな目的の一つである中核病院の常勤医師のサポート、負荷軽減などが実施できなくなり、その状況は現在でも続いています。

今回対象の診療報酬上認められた遠隔画像診断が創設された趣旨は、地域の医療圏の中で放射線診断専門医を有し専門的な画像診断を行う中核病院と、専門医が不在の周辺の医療機関を結び、読影以外の撮影プロトコル管理や被曝管理を含めた画像診断管理を通じてその地域の医療の質の向上に資するためと考えられます。よって、「画像診断管理加算が取得出来る遠隔画像診断」との宣伝のもとで、全く関係の無い医療機関同士を結びつけ、画像診断管理が十分実施できない状況で、画像診断管理加算の算定を強調するような営業活動は、このような趣旨から逸脱するおそれがあると考えられます。事業者はあくまでも地域や関係のある医療機関同士のニーズにあわせたシステムやサービスの提供に留まる必要があると考えます。

ATS ではある一定の条件下での画像診断管理加算の外部委託条項の緩和を求めべく、行政を含め働きかけているところです^(注)。そのような中で、医療機関間の遠隔画像診断が再度事業者主体で趣旨とは逸脱した形で利用が拡大されることは、前回と同じように医療機関間の遠隔画像診断にも別の制限や規制を惹起しかねないと考えられます。特に ATS 会員の皆様におかれましては、上記背景を含め十分ご理解いただき慎重に対応していただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

注 https://www.teleradservice.org/wp/wp-content/uploads/2015/06/medical_payment_system.pdf